

食品安全基本法に定める基本理念等に基づき、国民の健康の保護を最優先に、所掌事務を円滑かつ着実に実施。

食品健康影響評価の実施

- **リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施**
 - 最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。
- **評価ガイドライン等の策定等**
 - 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。
 - リスク評価に資する最先端の技術を食品健康影響評価に導入するための手引きの策定や、国際水準のばく露評価の実施を目的として分野横断的な技術文書の策定を進める。

リスクコミュニケーションの促進

- **食品健康影響評価等の食品安全に関する最新の科学的知見を迅速に発信**
 - HP、SNS等それぞれの媒体の特性を踏まえた情報発信を実施。
- **食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進と関係機関等との連携**
 - 報道関係者、事業者等との意見・情報の交換。
 - 食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的研究の推進。
 - 消費者庁等の関係省庁との更なる連携強化。

研究・調査事業の推進

- **「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施、その成果の食品健康影響評価への活用**
 - ロードマップを踏まえ、研究・調査の優先課題を策定・公募し、食品健康影響評価等に真に必要なものを選定。
 - 研究事業及び調査事業の意義並びに成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡調査を実施。

食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

- **国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有、「食品安全総合情報システム」に登録し、国民に対して情報を提供**
 - 食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組む。
 - 専門家や関係職能団体等との連絡体制の確保や情報交換等の実施。